

ケアマネジメントに関する基本方針

令和2年4月 宇和島市高齢者福祉課

1. 策定の趣旨

介護支援専門員は介護保険法並びに関係法令等を遵守し、制度全般の専門的な知識と介護サービス等を必要とする利用者への深い理解により、自立した日常生活を支援し、重度化を防止することを目的としたケアマネジメントを行う必要があります。

この介護保険制度の根幹であるケアマネジメントのあり方を保険者及び地域包括支援センター職員を含むケアマネジメントに携わる全ての関係者が連携し、利用者、家族等に寄り添い、適切に働きかけていくため、ケアマネジメントに関する統一的・基本的な考え方と意識を共有することを目的として「宇和島市のケアマネジメントに関する基本方針」を策定しました。

指定居宅介護支援事業者におかれましては、本基本方針の内容を踏まえたケアマネジメントの実施をお願いいたします。

2. 居宅介護支援に関する基本方針について

本市では、「宇和島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例」の第3条（基本方針）、第14条（基本取扱方針）、第15条（具体的取扱方針）に基づき居宅介護支援に関する基本方針を以下のとおり定めています。

- (1) 利用者が可能な限り居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮します。
- (2) 利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者自身の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。
- (3) 利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、居宅サービス等が特定の種類又は事業者等に不当に偏らないよう、公正かつ中立に行います。
- (4) 市（保険者）、地域包括支援センター、他の指定居宅介護（介護予防）支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者（障害者支援）等との連携に努めます。
- (5) 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行うとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行います。
- (6) 自らその提供する居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図ります。
- (7) その他、具体的取扱方針は「宇和島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例」の第15条を踏まえて行います。

3. 介護予防支援に関する基本方針について

本市では、「宇和島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」の第3条（基本方針）、第31条（基本取扱方針）、第32条（具体的取扱方針）に基づき介護予防支援に関する基本方針を以下のとおり定めています。

- (1) 利用者が可能な限り居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮します。
- (2) 利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者自身の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。
- (3) 利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、介護予防サービス等が特定の種類又は事業者等に不当に偏らないよう、公正かつ中立に行います。
- (4) 市（保険者）、地域包括支援センター、他の介護予防（居宅介護）支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者（障害者支援）、その他地域における様々な取組みを行う者等との連携に努めます。
- (5) 利用者の介護予防に資するよう行うとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行います。
- (6) 介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予防サービス計画を策定します。
- (6) 自らその提供する介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図ります。
- (7) その他、具体的取扱方針は「宇和島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」の第32条を踏まえて行います。

4. 宇和島市のケアプラン点検について

本市では、介護給付適正化事業の一環として、平成29年度よりケアプラン点検を実施しています。ケアプラン点検は、国から示されている「ケアプラン点検支援マニュアル（平成20年7月18日発出、介護保険最新情報 vol.38）」の趣旨に従って行います。

指導監査とは異なり、運営基準違反やサービスの不適正な利用がないかを確認するといったものではなく、「ケアプランがケアマネジメントのプロセスを踏まえ自立支援・重度化防止に資する適切なケアプランとなっているか」を保険者と共に検証確認しながら、介護支援専門員の「気づき」を促すとともに、保険者においても介護支援専門員が抱える問題点の把握、必要な措置の検討、今後の市の施策等に有用な情報収集の場となるものと考えて実施しています。

※自己点検評価リスト（別紙）を日々のチェックリストとしてご活用ください。

5. その他

特定事業所加算は、質の高いケアマネジメントを実施している事業所を評価し、地域全体における居宅介護支援事業所のケアマネジメントの質の向上を図るため、平成31年4月1日より一部改正されました。内容をご確認いただき、取得に努めていただきますようお願いいたします。